

土木工事を計画されたら，教育委員会にお問い合わせください！

～ 開発に伴う埋蔵文化財の協議・届出等の手続きについて ～

切土・盛土など土地の形状を変更する土木工事は，埋蔵文化財手続きの対象です。

手続きの対象

大規模な道路や施設建設の工事はもとより，山林伐採に伴う取付道や，個人住宅や店舗建設など，規模の大小に関係なく，切土，盛土など土地の形状を変更する全ての土木工事が，埋蔵文化財の手続きの対象となります。

埋蔵文化財とは

地中に埋まっている古墳（塚），城跡，住居跡，貝塚などの遺構や，石器，土器などの遺物のことを「埋蔵文化財」といいます。

また，埋蔵文化財が埋まっていることが判明している土地のことを，「周知の埋蔵文化財包蔵地」といいます。

埋蔵文化財保護の必要性

埋蔵文化財は，わが国のかつての生活の様子を知り，文化，技術の発展などをたどる貴重な資料です。

そのため，工事などによって遺跡が失われることに対して，文化財保護法でその保護措置が定められています。

埋蔵文化財の保存と記録

埋蔵文化財は，土地の形状を変更せずに，現状で保存するのが最良の方法とされています。〔現状保存〕

しかし，やむを得ず土木工事などで埋蔵文化財が消滅してしまう場合は，工事前に発掘調査を行い，どのような埋蔵文化財があったかを記録します。〔記録保存〕

埋蔵文化財の手続き

土木工事を計画された場合，まずは計画地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当しているかどうか照会いただき，その後所定の手続きを行ってください。

（手続きの流れは裏面のとおり）

埋蔵文化財の協議，手続きを行わずに工事を実施された場合，工事を中断して発掘調査を実施しなければならないことがあります。

また，工事中に埋蔵文化財を発見した場合，現状を変更することなく届出をすることが義務付けられています。

土木工事の計画がある事業主は，早めに教育委員会にご相談ください。

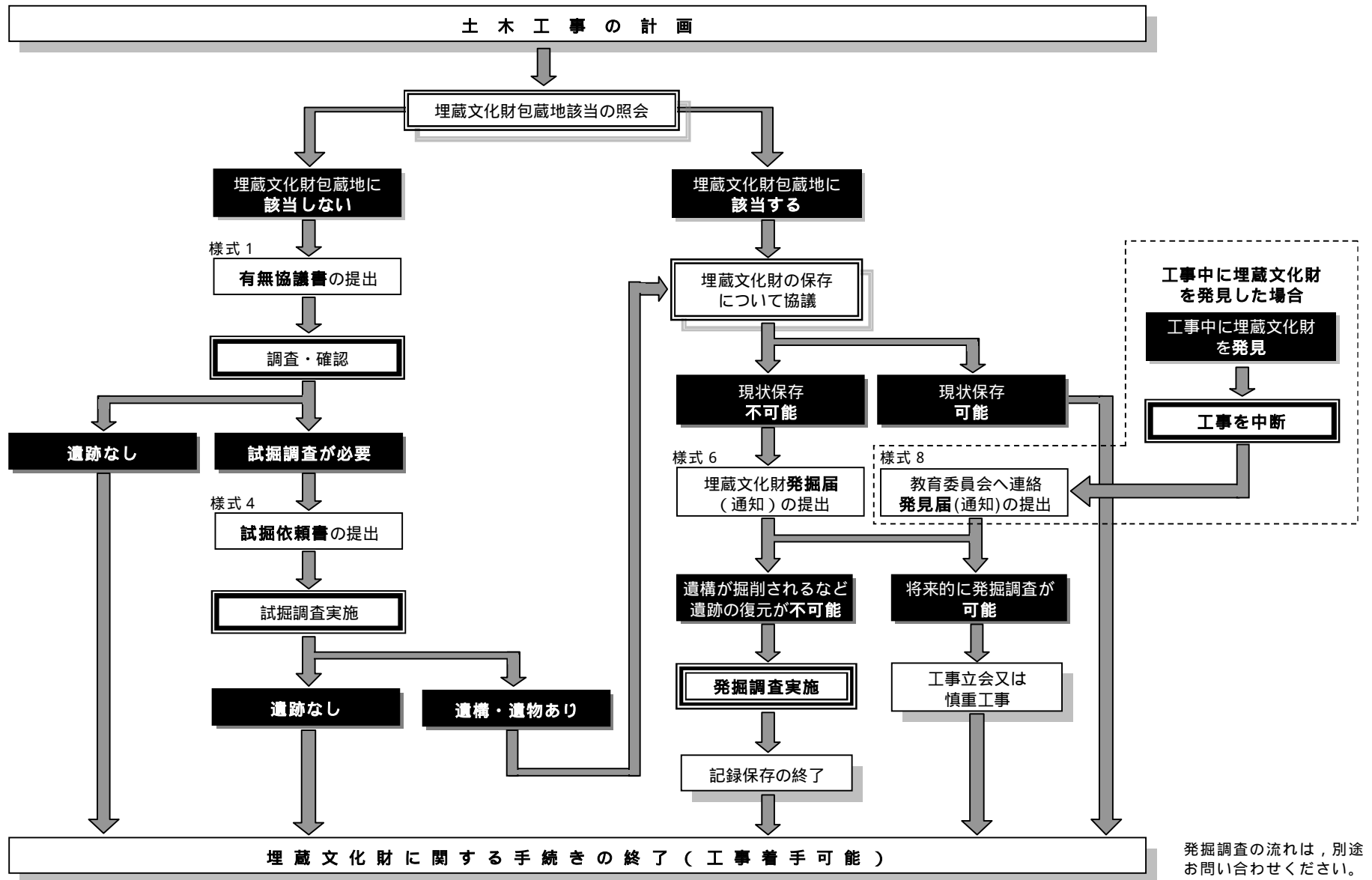
問い合わせ先

庄原市教育委員会 生涯学習課文化財係

〒727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10番1号

Tel.0824-73-1189 Fax.0824-73-1254

埋蔵文化財の手続きの流れ



発掘調査の流れは、別途お問い合わせください。